



豊かで住みよい
町づくりをめざして

合併処理浄化槽

戸別合併処理浄化槽整備事業



宮城県大郷町

合併処理浄化槽

合併処理浄化槽とは

台所・洗濯場・風呂場・洗面所等から排出される生活雑排水と、し尿を一緒に浄化する施設です。生活排水中の汚濁物質量は、一人一日当たり約40グラムです。合併処理浄化槽で処理すると、汚濁物質量をわずか4グラム（1/10）にまで減らしてくれます。

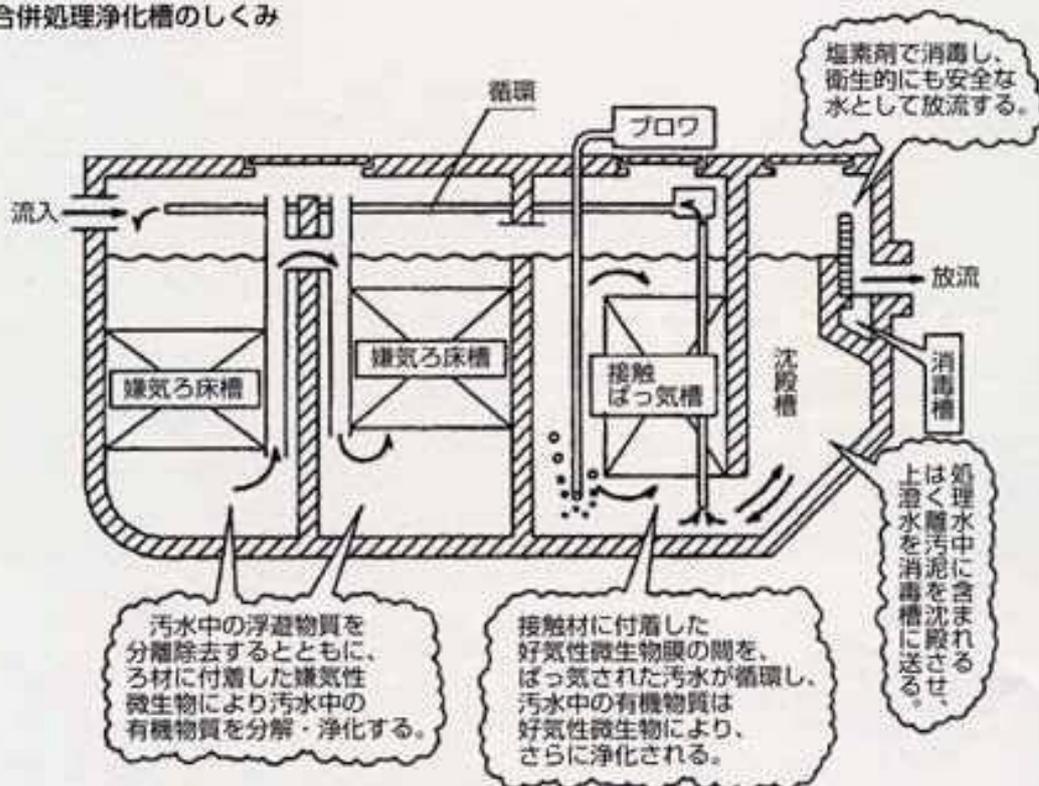
合併処理浄化槽本体工事は、一定の受益者分担金をいただき、町が行います。

合併処理浄化槽が設置されると

合併処理浄化槽を設置することによって、私たちの生活環境は著しく向上します。

悪臭や伝染病の仲立ちをするハエ・蚊の発生が抑制され、汲み取り式だったトイレが水洗化されることで、子供からお年寄りまで安心して生活できるようになります。家庭から排出される雑排水やし尿は合併処理浄化槽で処理され、きれいな水として自然にかえすことができ、川は再び水遊びや魚釣りができる清流としてよみがえるのです。

合併処理浄化槽のしくみ



合併処理浄化槽の大きさは

合併処理浄化槽の大きさは、人槽やメーカーによってさまざまですが、基本的には乗用車1台分のスペースがあれば、いつでも設置可能です。また、本体の設置工事は、着手後約10日から2週間程度で完了します。

町が設置・管理する「町設置型制度」

合併処理浄化槽の設置からその後の維持管理まで、町が主体となって行います。

合併処理浄化槽設置工事は

- 町が責任を持って行います。
- 必要とする工事費用（標準工事費）は、町が負担しますが、設置者にも一部負担していただきます。（受益者分担金）
- その他、宅内・宅外配管工事やトイレ改造にかかる経費など浄化槽本体以外の費用については、全額個人負担になります。ただし、宅外配管工事については、町補助金制度を受けることができます。（1mにつき8,850円を上限として最大10mまで）

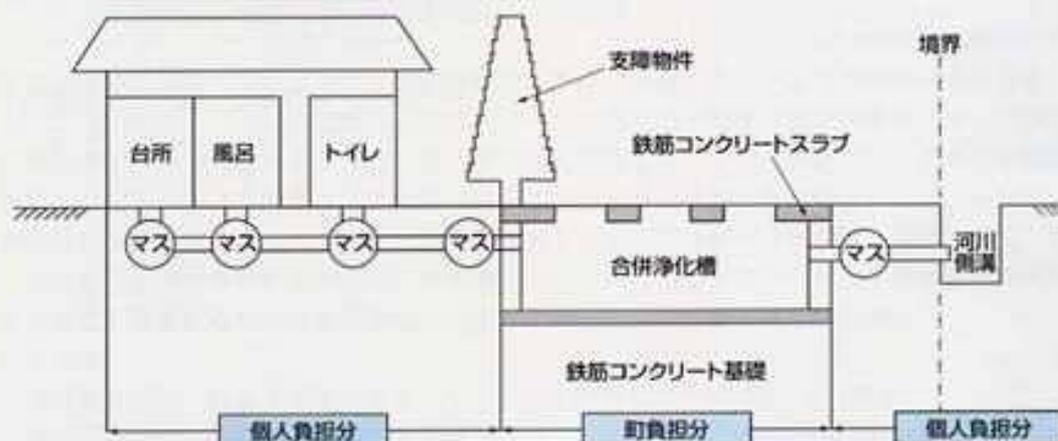
維持管理は

- 町の委託業者が定期的に点検を行います。
- 維持管理費の一部は、設置者に負担していただきます。（使用料）
- 既に設置している合併処理浄化槽を、町に寄付していただいた場合も、町の責任で維持管理を行います。

町の融資制度

- 合併処理浄化槽本体以外の費用については、70万円以内の資金融資が受けられます。

工事費の負担区分



※合併処理浄化槽設置に必要な経費以外の個人負担経費

- ・水道管等の埋設物の移設
- ・工事に支障となる立木、その他の移転または撤去
- ・合併処理浄化槽の上を駐車場として利用するための補強工事
- ・放流ポンプを設置した場合のポンプ本体費用



合併処理浄化槽の受益者分担金

受益者分担金とは

道路や公園などの公共施設はだれでも利用できますが、合併処理浄化槽の恩恵を受けるのは、合併処理浄化槽を整備された皆さんに限られます。このように、限られた一部の皆さんのために整備される合併処理浄化槽の費用を、町民の税金だけで賄うことは、合併処理浄化槽を利用できない方にもその費用を分担させることになり、公平さを欠くこととなります。

そこで、合併処理浄化槽が整備され、その利益を受ける土地所有者の皆さんを受益者とし、合併処理浄化槽設置事業費の一部を分担していただくことが受益者分担金です。

受益者分担金は下表のとおりです。

住宅の延べ床面積	人 槽	受益者分担金額	備 考
130㎡(約39坪)未満 → 小家族住宅用	5人槽	44,500円	家族の人数によって設置する合併処理浄化槽の大きさが変わる場合があります。
130㎡(約39坪)以上 → 普通住宅用	7人槽	51,500円	
台所及び浴室が2ヶ所以上 →二世帯・大家族住宅用	10人槽	65,000円	

受益者負担金の納付は

受益者からの申告により、町で決定した受益者分担金決定通知書並びに納付書を送付しますので、指定の金融機関に全額一括で納めて下さい。

受益者とは

原則として、合併浄化槽が整備された土地の所有者の皆さんを受益者といいます。(地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利の目的となっている土地については、それぞれの権利者が受益者となります。)

ただし、土地所有者と地上権者などが協議してどちらが受益者になるか選択することもできます。



合併処理浄化槽の使用料

合併処理浄化槽の保守点検や清掃、法定検査など、毎年の維持管理にかかる費用の一部を使用者の皆さんに使用料として納めていただきます。

町が委託した業者が、定期的に設置者宅の維持管理を行いますので、設置者個人があれこれ手配する必要はまったくありません。

合併処理浄化槽の正しい使用を心がけるだけですから日頃の維持管理は大変簡単です。

合併処理浄化槽使用料は、下記表のとおりです。

人 槽	月額使用料(税込)	年間の維持管理内容
5人槽	3,150円	合併処理浄化槽設置後、以下に要する費用は全て使用料で賄われます。 ・毎月の保守点検や薬品の補充 ・汚泥の引き抜き ・年1回の法定検査
7人槽	3,360円	
10人槽	3,660円	

※ 合併処理浄化槽設置後、次に要する経費は個人負担となります。

・使用者の都合による合併処理浄化槽の移動撤去	・使用者の責による修繕
・放流ポンプを設置した場合の電気料及び修繕費	・ブローアの電気料

ご家庭で気をつけて欲しいこと

浄化槽を使用されているご家庭では、浄化槽の機能を低下させないように、次のことにご注意下さい。

お風呂や洗濯では・・・

- 洗剤や漂白剤を使いすぎると、浄化槽内の微生物の働きが悪くなります。洗剤等の使用量は、適量を心がけてください。(風呂水は一度に流さないでください)

台所では・・・

- 使用後の油や野菜くず等をできるだけ流さないでください。微生物の働きが悪くなります。
- 油污れを落とすアルカリ性洗剤を使いすぎると、微生物が死滅し有機物の分解が行われず、悪臭の原因となります。洗剤の使用量は適量を心がけてください。

トイレでは・・・

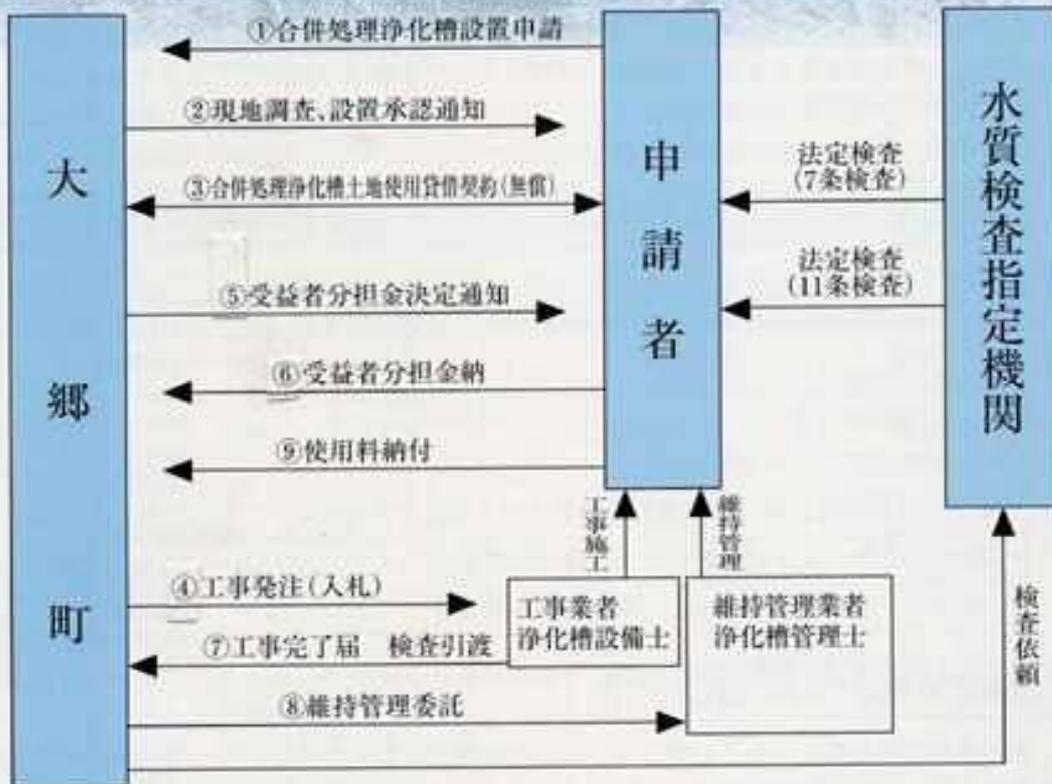
- 黄ばみを落とす酸性洗剤を使いすぎると、微生物が死滅し有機物の分解が行われず、悪臭の原因となります。洗剤の使用量は適量を心がけてください。
- タバコの吸殻や生理用品、紙おむつ等は水に溶けず分解もしません。排水管が詰まる原因となりますので流さないでください。

その他・・・

長期の旅行等で家を留守にする場合でも浄化槽の送風機(ブロー)の電源は切らないでください。空気を好む微生物のために送っている空気の供給が途絶えて微生物に悪影響を及ぼし、悪臭の原因となります。

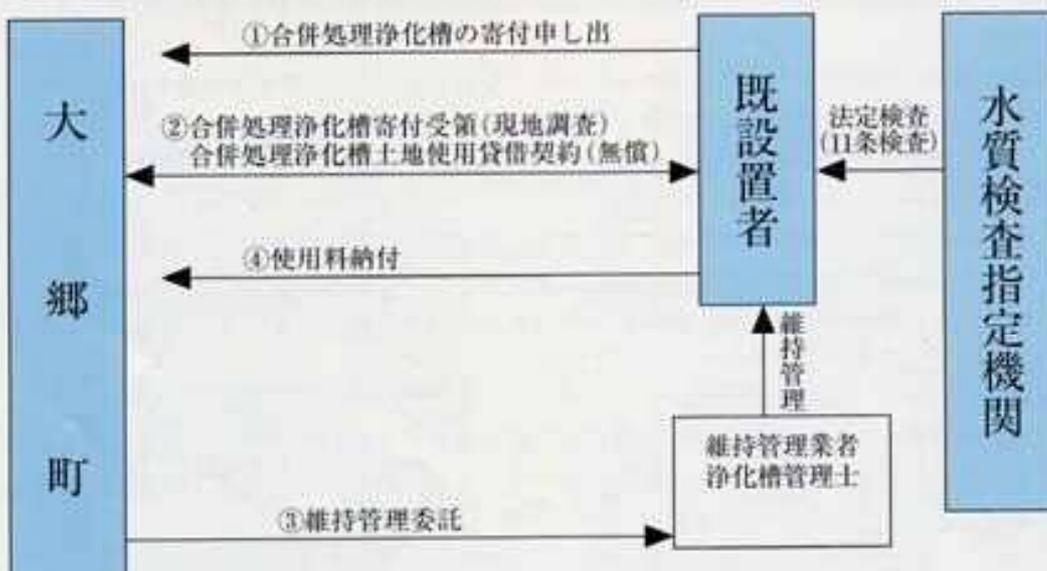
合併処理浄化槽の設置及び管理

〈新設合併処理浄化槽〉



〈設置済合併処理浄化槽(下水道区域及び農業集落排水区域以外の地区)〉

(個人設置・維持管理から町設置型と同じく町で維持管理に)

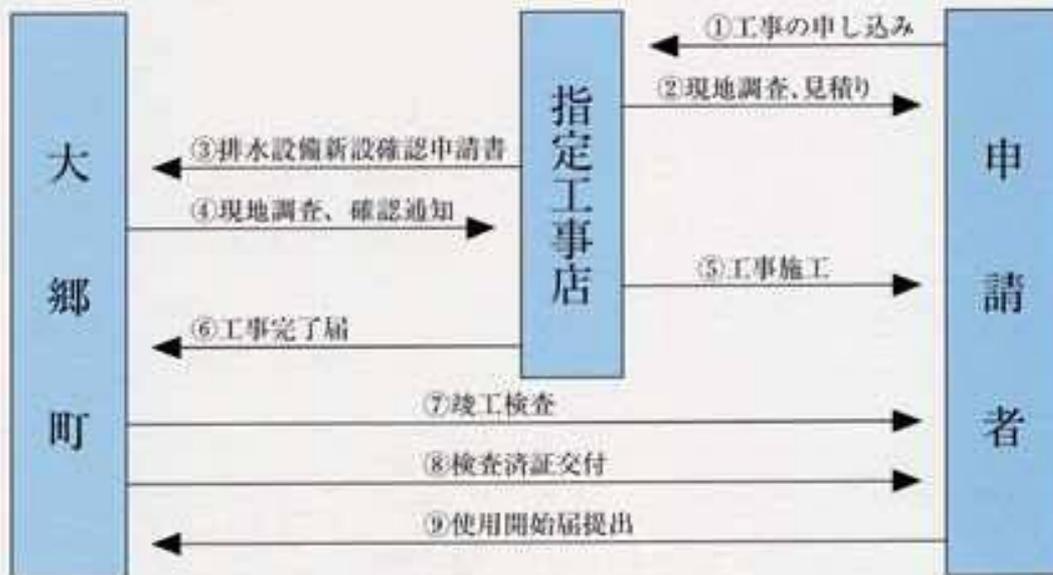


排水設備工事

排水設備工事は町の指定工事店で

指定工事店とは、大郷町下水道条例に定める基準を満たしており、完全な工事を行うための必要な技術を習得しているものとして、町が指定している業者です。（排水設備工事責任技術者試験に合格し、町に登録している方）

皆さんが行う排水設備の設置や水洗トイレの改造は、必ず排水設備指定工事店に申し込んで下さい。また、町に対する書類の作成、提出等の手続きを皆さんに代わって行いますので気軽にご相談下さい。



宅外配管補助金制度

〈申請から交付まで〉

